

第5回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

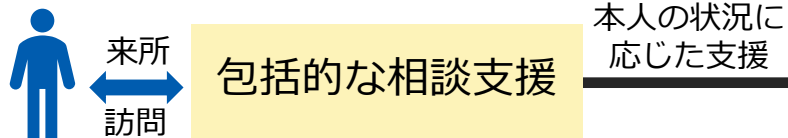
厚生労働省社会・援護局説明資料

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の体系

R7年度予算：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の確保が必要

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり地域社会からも孤立

就労に向けた手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用

※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算】

- 主に4つの機能を想定

- ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
- ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
- ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
- ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

丸投げではない

後方支援・連携

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前

- ・ 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- ・ 高齢等の理由により、家探しが困難
- ・ 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・ 保証人がいない

入居中

- ・ 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・ 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

退居時

- ・ 残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

自立相談支援事業

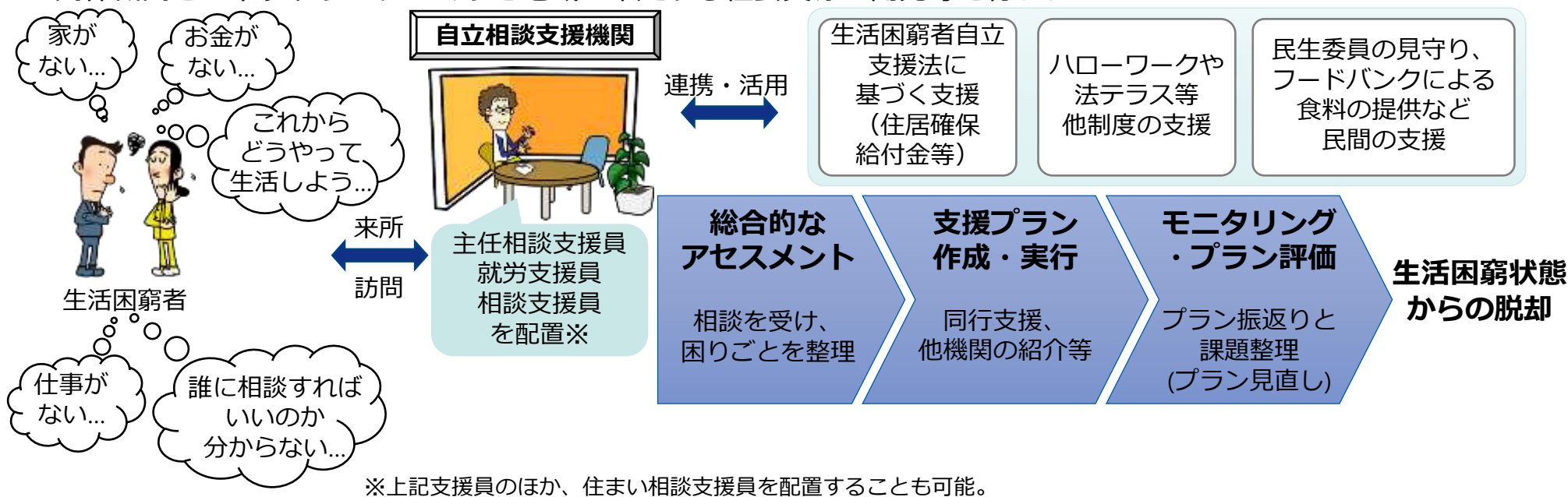
【実績等】・907自治体1,387か所（R5）
・新規相談受付件数293,455件（R5）
・プラン作成件数93,282件（R5）

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行

改正の趣旨・効果

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
（R7.3末時点：155協議会（全都道府県、117市区町村））
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

＜想定される効果の例＞

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
（事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。）
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
（自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介

等



構成員の例：

- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

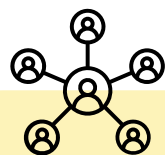
【実績】

- ・シェルター：378自治体(42%)(R6)
- ・地域居住支援:71自治体(R6)

対象者

- ・シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- ・地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※支援期間は原則1年間。
(対象者の状態に応じて
柔軟に延長可能)

賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…



路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や
就労に向けた支援等も実施。
※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対
する一時的な支援・支援先・受入れ先の
調整等の実施も可。



期待される効果

- ・シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

住居確保給付金①（就職活動を支えるための家賃補助）

【実績】・新規申請10,306件
・新規決定9,478件
・支給済額22.6億円（いずれもR5実績）

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①又は②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

① 離職・廃業後2年以内（※）の者

（※当該期間に疾病等やむをえない事情により求職活動が困難な場合は最長4年以内）

② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

＜支給要件＞

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）
＋家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。

②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



支援の概要

＜**支給額**＞ 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

＜**支給期間**＞ 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

住居確保給付金②（家計改善のための転居費用補助）

対象者

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減（※）する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たすもの

例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等

※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等も含む

<支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）
+ 家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること



支援の概要

<**支給額**> 新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<**対象経費**> 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）、転居先への家財の運搬費用

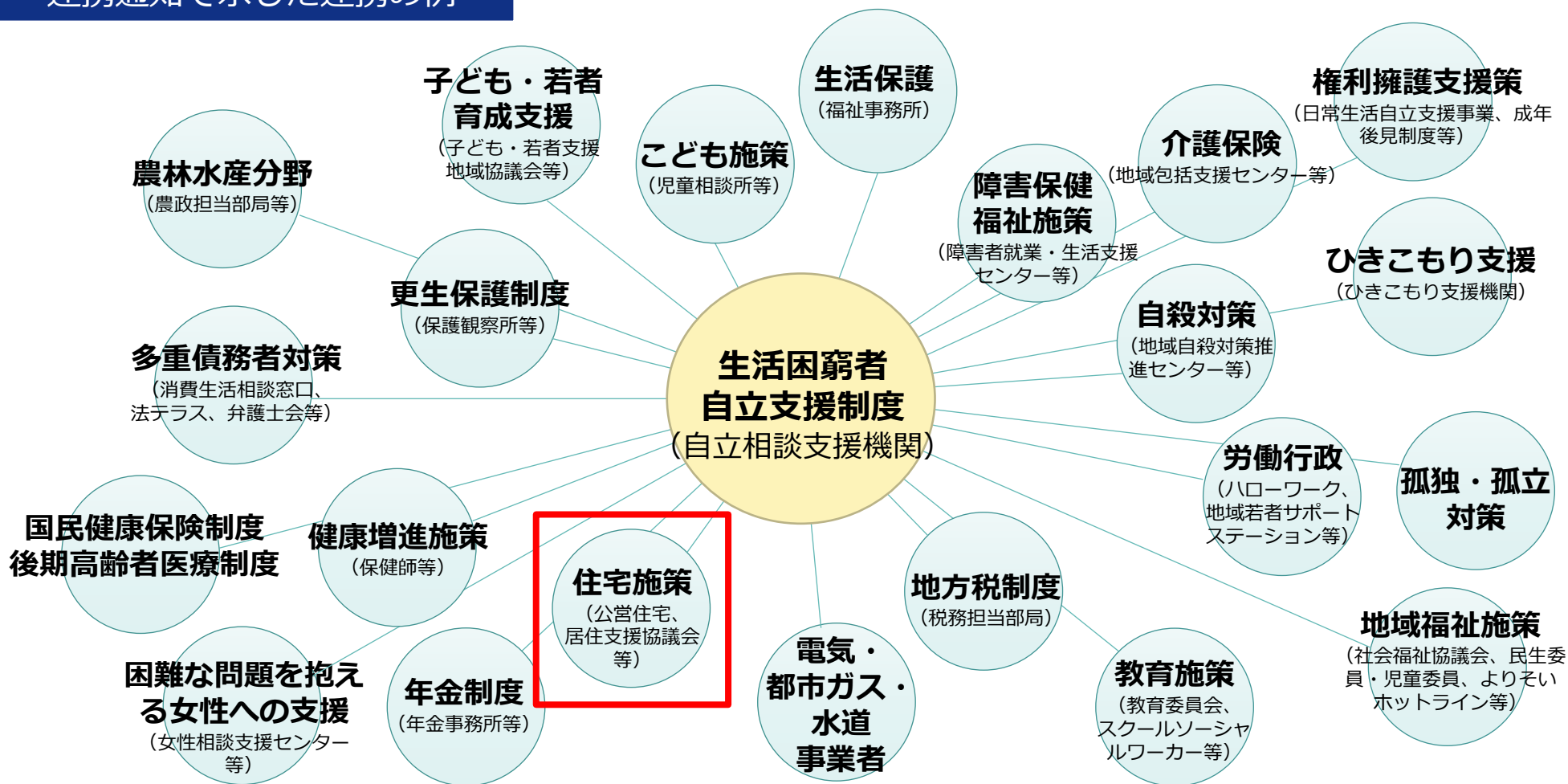
期待される効果

- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、**本人の状態像に応じてきめ細かく支援**することが重要。
また、必要とする方に確実に支援を届けるという**アウトリーチ**の観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨**を行うことが必要。
- さらに、**地域資源の開発**に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知で示した連携の例



（概要）「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」

法に基づく会議体等を活用した連携

- 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議や支援会議について、住宅部局を構成員にすることは有効。
- 住宅セーフティネット法改正により福祉関係者が居住支援協議会の構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

自立相談支援機関の利用勧奨

- 住宅部局において、公営住宅入居者・入居希望者等で生活困窮者を把握した場合は自立相談支援事業等の利用勧奨を行うよう努めていただきたい。

生活困窮者自立支援制度と公営住宅施策の連携

- 家計改善支援事業の実施者と公営住宅担当部局で日ごろから連携し、家計改善支援事業による支援状況も踏まえた対応をお願いしたい。
- 公営住宅をシェルター事業に使用することも可能。空き住戸を活用した自立支援を推進いただきたい。

生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

- 困窮法改正により居住支援法人との連携が努力義務化。
- 自立相談支援事業において居住の課題を抱える生活困窮者に対応する場合は居住支援法人との連携が有効。住まいに関する相談支援を居住支援法人に（再）委託することも可能。
- 地域居住支援事業の実施に当たっても居住支援法人との連携は有効。また、地域におけるネットワークづくりに居住支援協議会を活用することも考えられる。

被保護者地域居住支援事業（生活保護法第55条の10第4号）

○ 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、定期的な戸別訪問による必要な情報の提供及び助言等現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行う事業

・実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村（外部委託可能）

基本的事項（目的）

本事業は、居住の安定を図るための支援が必要な者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする。

対象者

支援が必要と福祉事務所が認めた者（本人同意が必要）

支援期間

一年間（福祉事務所判断で延長可）

職員配置

居住支援員を配置（兼務可）

日常生活上の相談支援業務又は不動産関連業務従事経験者など、事業を適切に実施出来る者

事業（支援）内容

- ・以下の①～④の事業（支援）を実施（③、④は任意）
- ・支援に当たってはケースワーカーと連携することとし、支援内容は個々の被保護者に係る「援助方針」を踏まえたものとする

①入居等に当たっての支援

入居・転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報提供、契約手続き支援 など

②居住を安定して継続するための支援

定期的な戸別訪問等による見守り、生活支援

訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う

③地域社会との交流支援

④その他居住安定のために必要な支援

その他

- ・適切な法人に外部委託可
- ・居住支援協議会が設置されている場合は当該協議会に参加
- ・著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な環境や不必要なサービスを強要しているなど不適切な事案を把握した際には、福祉事務所と連携して対応

参考

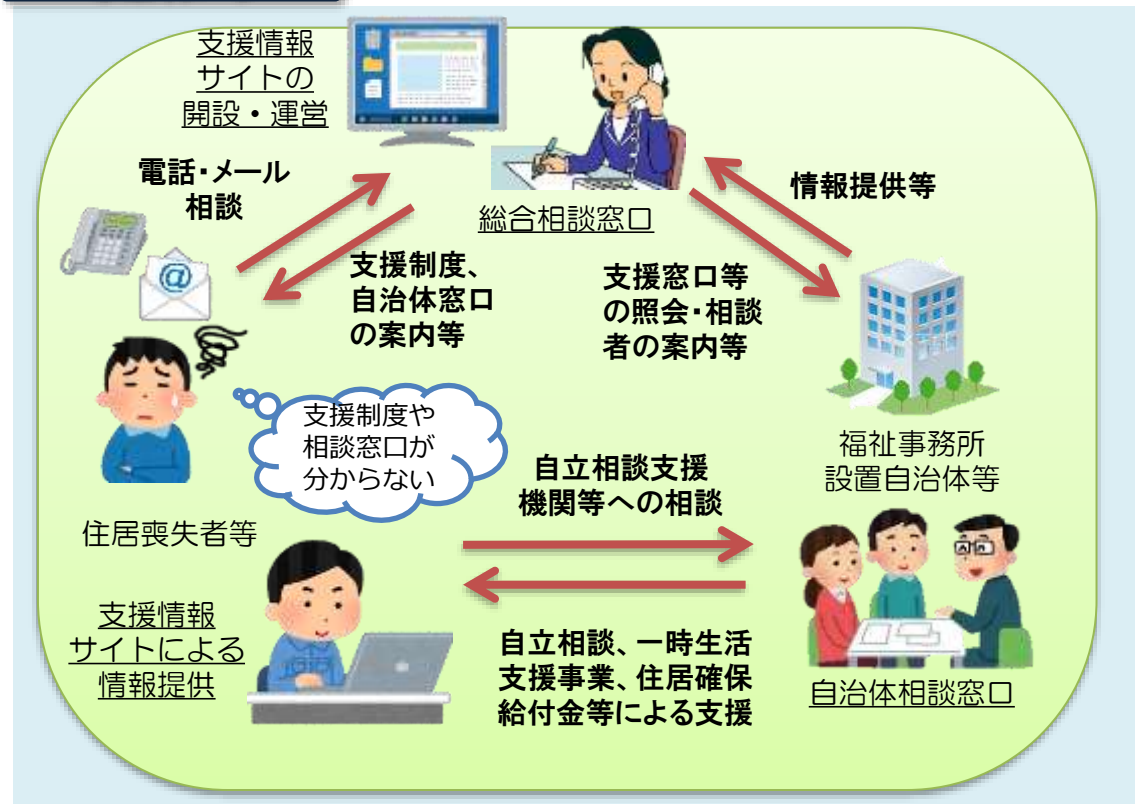
住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の概要 （不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が実施している支援や居住支援法人等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のための相談内容の分析等を行う。

事業内容

- 地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信。
- 電話相談窓口を設置し、相談内容に応じて各支援策の情報提供や、自治体の相談窓口等へのつなぎ。
- 相談内容のデータの集約・分析等による不安定居住者の実態把握。
- 自治体に対する居住支援の必要性に関する広報活動や、支援情報サイトの周知広報。

事業イメージ



令和7年度「すまこま。」相談窓口
0120-050-229
<https://sumakoma.mhlw.go.jp/>

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する相談窓口の在り方については、以下のとおり示している。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【現状・課題等】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれている中、単身男性世帯においては、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっている。ほか、地域・家庭・職場といった支え合いの基盤も弱まっている。こうした状況を踏まえると、高齢者だけでなく、ひとり親世帯の親子、独身の若者、中年層なども、将来、身寄りのない状態となることは想定され、頼れる身寄りがいないことに着目した支援策を検討していく必要がある。
- こうした中で、現状、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題に関する相談対応を受け止める窓口が明確でなく、こうした相談対応を受け止める機能が必要とされている。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、相談窓口の在り方の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 従来の介護・障害・こども・生活困窮者の支援体制に加えて、権利擁護や住まいの支援体制の整備が必要となる中、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新設することは、既存の相談窓口に屋上屋を重ねる感があり、そうした人的資源が各自治体にあるとも思えない。**こうした複数の支援体制を活用し、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援や複数の支援体制相互の協働・連携をどのように図るかが課題。**
 - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応する包括的な相談・調整窓口は、既存の事業との役割の重複を避けるため、既存の事業との一体的な整備を視野に入れた発展が模索されることが望ましい。等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域（介護、障害、**生活困窮等**）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、**生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるような人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。**

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方に関し、以下のように示している。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【現状・課題等】

- 頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、費用が高額になることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難等の課題があるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、十分に資力がない等の理由から民間サービスを利用できない方に対して、意思決定支援を確保しながら総合的な支援パッケージ（日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務の支援）を提供する取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、支援策の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。
- **なお、生活に困窮する者に対しては、生活困窮者自立支援制度の居住支援事業（地域居住支援事業）において、居住を安定して継続するため、訪問等による見守りや生活支援など、上記の総合的な支援パッケージとも一部重なる取組が行われており、生活に困窮する身寄りのない高齢者等に対する支援策の検討に当たっては、同制度との関係や同事業の在り方も踏まえる必要がある。**

「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方に関し、以下のように示している。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 総合的な支援パッケージの提供は、高齢者等終身サポート事業と類似の構造で、特定の事業者があらゆるニーズに対応することになり、ニーズが増大すると対象者の範囲を限定せざるを得なくなることも懸念。身寄りのない高齢者のどこまでの範囲をこうした事業だけでカバーすることができるか・すべきかは検討課題。費用の問題は、一定の公的な支援の拡充を大前提とした上で、民間財源の拡充も考えていかなければならない。
 - ・ 資力がない人も支援が必要ということは当然として、費用負担が可能な場合は民間サービスがあればそれでいいのかということは、考える必要がある。
 - ・ また、民間サービスの質の担保も必要であるとともに、現在でも「身元保証人」という名称が現場で使用されていることも、身近な家族が担ってきた包括的な役割を持つと誤解を生みやすい。
 - ・ 高齢者等終身サポート事業を総合的なパッケージとして、社会福祉協議会など公益性の高い事業者が提供する仕組みは、現場の切実なニーズに即したものとして積極的に評価。他方、利用者との関係性や支援の透明性という視点からは、全てのニーズを地域の1事業者が独占的に賄う事態を招くことは避ける必要があり、少なくとも地域に複数の信頼できる事業者の存在が必要。地域づくりの点からも、地域の官民の多数のアクターが終身サポート事業に関わる支援を適切に分担し、連携・協力しながら地域の支援体制を構築していくことこそが望ましい。
 - ・ 総合的な支援パッケージを提供する仕組みとして、日常生活自立支援事業の拡充・発展が考えられる。その際の検討課題は、地域での支援の担い手として、社会福祉協議会に限定する必要があるのかどうか。社会福祉法人も担い手として期待されると同時に、非営利組織などに開いていくこともあるのではないかと。同時に規制・監督をかけていくことも、あり得る検討課題。
 - ・ 総合的な支援パッケージが、家族代わり・24時間365日対応という受け止め方をされると重い事業になってしまう。この事業の守備範囲を示しながら、最終的な意思決定などは関係者みんなで受け止めるものという意識の醸成が図られるとよい。
 - ・ 総合的な支援パッケージを提供する事業については、身寄りのない高齢者への支援の中心であり、包括的な支援体制の中核でもある市町村が何らかに関与する形の検討が必要である。
 - ・ 身寄りのない人の日常生活の問題は、何でも制度の枠に収めるのではなく、地域の支え合いなど、もっと互助の考えを押し出していくべきではないか。
 - ・ 身寄りのない人の日常生活支援を互助で行うとしてもそもそも互助の仕組みやその条件がない地域が多いことが課題である。
- 等の指摘があった。

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方に関し、以下のように示している。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
 - ・ 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。
- また、**生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。**

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方に関し、以下のように示している。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

【現状・課題等】

- 身寄りのない高齢者等を地域で支えていくには、地域の関係機関等のネットワークを構築し、支えていく必要があるが、一方で、既に自治体においては、介護、障害、生活困窮等での枠組み（地域ケア会議・（自立支援）協議会・生活困窮の支援会議等）のほか、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや**居住支援協議会**等のプラットフォームが多数存在している。

【検討会議での意見等】

- この点について、検討会議においては、既存のプラットフォームを活用することで、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制を構築することが考えられるとの指摘があった。

【対応の方向性】

- こうした点を踏まえ、地域において、身寄りのない高齢者等をネットワークで支えていくため、**市町村に既に存在する類似の協議会やプラットフォームを活用して、支援方策の議論を進めていくための具体的な実施方法を国において示すべき**である。

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		（座長）宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ）（以降、関係審議会でも議論）